

機材レンタル利用規約書

1. 規約の概要

本規約は株式会社ボラリスエクスポート(以下「弊社」とします)が提供する機材レンタル(以下「レンタル」とします)の利用者である法人または個人(以下「お客様」とします)と、弊社の間において、利用者であるお客様は当レンタルの申し込み前に必ず本規約の内容を確認し、申し込みを行う際には本規約を承諾したものとします。したがって、当レンタルの利用は本規約の内容をお客様が承諾していることを前提とします。その場合でも当レンタルの利用に関する一切の関係に対して適用するものといたします。

※賠償責任保険のご加入は弊社のレンタルサービスをご利用される上で必須となりますので、お客様ご自身でのご加入をお願いします。

2. レンタル契約の成立

機材レンタルの申し込みをするお客様は、弊社までお問合せいただき下記の手順で契約を進めていただきます。

①弊社からご希望の商品について御見積書とレンタル利用規約書を発行させていただきますのでご確認ください。

②お客様は、御見積書、レンタル利用規約書をご確認いただき相違がなければ、発注書を使用して発注依頼と同意された記名捺印済みレンタル利用規約をお送りください(データ受取り可能)。

③弊社から請求書を発行させていただきますのでお客様は弊社からレンタル機材を発送する前日までにご入金いただき、弊社で入金確認後、契約の成立とさせていただきます。

3. レンタル契約決済

弊社より請求書を発行させていただき、レンタル機材を発送する前日までにご入金完了しない場合は、弊社の一存で予約は失効し、レンタル契約は取り消されたものとします。

4. レンタル機材の受け渡し

・レンタル機材の発送はヤマト運輸または佐川急便(以下「運送業者」とします)により発送し、弊社より「出荷通知メール」にてお知らせ致します。お客様が指定された日本国内の送付先において引き渡されます。または、弊社指定場所で直接受け渡しいたします。

・レンタル機材の返却は、ご利用期間最終日までに発払いにて発送をしていただくか、弊社に直接お持ちください。

5. ご利用期間

・レンタル機材がお客様のもとに到着した日から、お客様がレンタル機材を弊社あてに発送した日までをご利用期間とします。レンタル機材をお客様が受け取り、弊社あての返送手続きを完了するまで、機材の保管、管理の責任はお客様が有します。善良なる管理者の注意をもって管理してください。その間に破損、紛失、盗難、その他レンタル機材の使用、保管において問題が起きた場合は速やかに弊社までご連絡ください。

・万が一の配送遅延、悪天候などにより飛行できなかった場合でも、レンタル期間及びレンタル料金は変更されません。

6. レンタル機材の使用延長(延泊)について

・弊社からのレンタル機材発送後に、お客様がレンタル期間の延長(延泊)をご希望される場合、利用を希望される日数分の追加料金をいただきます。

・別件の予約で既にレンタル機材の空きがない場合は延泊をお断りする事がございます。

・ご利用期間終了日までにレンタル機材を返送いただけなかった場合、延泊扱いとし、延泊日数分の追加料金をいただきます。

・運送業者の不備により輸送途中の紛失でお客様の手に荷物が届かなかった場合、弊社とお客様との協議の上再度レンタル期間を設定いたします。お客様が再度のレンタルを希望されない場合はキャンセルをいたします。

7. レンタル機材提供に関して

・弊社は当レンタルにより貸与された機材を使うことによって通常起こりえる事故、怪我あるいは、お客様のレンタル漏れ等、弊社の責任のない機材の不足によって発生した損害について直接的、間接的に問わず一切の責任を負いません。

・レンタル機材などの配送先は日本国内に限り、離島や災害被災地など弊社が配送先として不適当と判断した場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

・必要な機材のレンタルについてはお客様自身で判断してください。弊社では責任を負いかねます。

また機材不足によって使用できない場合でも、レンタル代金の返金はいたしません。

・貸与したレンタル機材はお客様ご自身で動作確認を行ってください。

・万が一初期不良、機材の欠品があった場合は機材到着日の当日中にメールまたはお電話にてご連絡ください。お客様と協議の上、レンタルのキャンセルにて対応させていただきます。初期不良連絡時間を過ぎた故障、不良、欠品(お客様の過失の場合)のご連絡につきましては、ご利用中に起こったものと判断し、追加の発送、返金は出来かねますのでご注意ください。

・レンタル期間中にお客様が記録された映像情報などの消失、不具合などに関しては、弊社では一切の保証は致しかねますので、お客様の責任により管理してください。

・ご返却にあたり、レンタル機材の梱包忘れがあった場合は、お客様負担の発払いで速やかに発送してください。

・悪天候等の気象条件によりレンタル機材が使用できなかった場合にも、レンタル料の返金は致しません。

8. 補償

・機体が破損・故障した場合、修理費をお客様にご負担いただきます。

・紛失、盗難、修理不可能な故障に関しては、お客様に全額負担いただきます。

・プロペラ破損を含むあらゆる事故が起きた場合、必ず事故状況(場所・時間・破損内容・事故時の操作内容)をご連絡ください。

9. キャンセル

弊社がお知らせする商品到着予定日より4営業日前までキャンセルを承ることが出来ます。3営業日前から発送日当日までになりましたら、いかなる理由でもキャンセルを承ることができません。

10. お客様の連絡義務

当レンタルを利用するうえで、お客様は以下の場合に弊社への連絡義務を負います。

- ・レンタル機材の返却遅延（返却予定日翌日から延長料金が自動的に発生いたします）
- ・事故などにより故障・破損した場合、破損当日にレンタル機材の破損内容、破損状況を電話またはメールにてご連絡ください。
- ・レンタル機材の盗難・紛失した場合。

11. 禁止事項

- ・お客様によるレンタル機材の質入、転貸、譲渡。
- ・お客様によるレンタル機材の分解、修理、汚染、プロペラの交換をのぞく一切の改造等。
- ・航空法による飛行禁止区域内での飛行。
- ・第三者が多く集まる場所や建物の近くで飛行させる行為。
- ・各自治体で制定している条例内で飛行禁止に指定されている区域での飛行。
- ・他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- ・住居および住宅地周辺の飛行・撮影など、プライバシー侵害につながる恐れのある行為。
- ・盗撮その他各都道府県の迷惑防止条例に違反する行為。
- ・海、河川、湖沼など、着陸・墜落時に水没する恐れのある場所の近くで飛行させる行為。
- ・海外への機体持ち込みおよび、飛行。
- ・日没後に安全性を確保できない場所で飛行させる行為。
- ・雨天、強風、全面砂地など、機体に悪影響を及ぼす可能性が懸念される環境での飛行。
- ・禁制品の運搬。

12. 違約金の支払いについて

幾度なる督促にもかかわらず機体を返却しない場合、債権回収業者又は弁護士に貸与機材の回収ならびに請求金額の回収を依頼します。その際の費用はお客様のご負担となります。請求額は債権発生時に算出された金額となります。

13. 損害賠償

・弊社は、弊社の過失等によりお客様に損害を与えた場合は、お客様に対し、レンタル契約に定められた利用料金を上限とし、損害賠償責任を負うものとします。但し、弊社の故意、重過失による場合にはこの限りではありません。

その他の場合には、当レンタルの利用に起因して、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても一切損害賠償はいたしません。

- ・お客様が本サービスに関連して、故意または過失によって弊社に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うものとします。

14. 合意管轄

- ・レンタル契約に関わる弊社とお客様の間の一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

2024年5月14日改訂